

令和 年 月 日

クロス・アポイントメント申請書

部 局 長 名 : 大学院総合文化研究科長 森山 工

フリガナ	スミノ ヒロチカ		
氏 名	角野 浩史		
生年月日 (年齢)	昭和 48 年 11 月 28 日 (48 歳)		
現所属機関名・職名	大学院総合文化研究科・准教授		
クロス・アポイントメント機関名・職名	国立研究開発法人防災科学技術研究所・主幹研究員		
期 間	令和 4 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日		
勤 務 割 合	本 学	90 %	相手先 10 %
適用給与と支給方法	教(一)・年俸制	支給方法	個別・一括(東大)
研究成果の取り扱い	申請者が東京大学・防災科学技術研究所いずれか一方における業務の過程又は結果として生じた発明や研究成果等は、原則としてその一方の規則に従って取り扱うものとする。ただし、当該研究成果の創出過程において、他の貢献が認められる場合は、別途、東京大学、防災科学技術研究所との協議の上、取り扱いを決定するものとする。		
①目的に合致することへの具体的説明 (本学の研究力強化、他大学等との連携・協力による本学の研究基盤の強化、本学教員の研究の一層の発展並びに東京大学としての社会的貢献)	本件は、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下、防災科研)が令和3年度から7年度にかけて文部科学省の地球観測システム研究開発費補助金を受けて実施する「火山機動観測実証研究事業」において、防災科研が地球物理・地質・地球化学といった可能な限り多くの研究分野の研究者の協力を得て多角的な火山機動観測研究を行うにあたり、申請者をクロス・アポイントメント制度により、火山機動観測研究の中核的メンバーである主幹研究員として雇用するものである。申請者は地球化学的手法を用いた観測項目の検討と機材の選定あるいは開発、機動観測の実施の指揮にあたる。 申請者は平成28年度より、文部科学省の科学技術試験研究委託事業「先端的な火山観測技術の開発：地球化学的観測技術の開発」として、火山ガスの化学・同位体組成を指標とした火山活動度と噴火切迫性の評価手法を開発してきた。そこで得た知見と技術を最大限に生かし、防災科研を中核としたオールジャパンの火山観測研究体制を国内に構築することに貢献する。日本は世界でも有数の火山大国であり、機動観測により火山の噴火の予兆を可能な限り早くに察知することは、社会的に極めて重要である。しかしその研究資源は物理的にも人材的にも限りがあり、とくに地球化学的手法による火山観測は、その必要性が長く指摘されていながら、通常の火山観測項目には入っていなかった。本件により防災科研の持つ膨大な地球物理的観測データと知見の蓄積を利用し、火山ガス観測結果と比較することで地球深部での化学的事象の理解を進展させつつ、次世代を担う若い人材の教育という大学本来の責務を果たすとともに、火山ガス観測技術を社会的実装に近づけることで、将来の火山防災に大きく資することを目指す。		

(案)

<p>②部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであることへの具体的説明</p> <p>(本学教員の勤務割合が50%未満の場合は、別紙に記載)</p>	<p>申請者は総合文化研究科・広域科学専攻広域システム科学系ならびに教養学部前期課程化学部会、同後期課程学際科学科の専任准教授として、前期課程2コマ(各セメスター1コマ)、後期課程2コマ(分担)、大学院隔年1コマの講義を担当してきた。理学系研究科化学専攻も兼担しており、隔年1コマの講義を担当している。また現在、広域科学専攻の大学院生4名(博士課程2名、修士課程2名)を指導している。本件のクロス・アポイントメントにおいては、月あたり2日程度を防災科研における業務に充てるが、週あたり最大2日程度の授業担当日を避けることで、教育活動に支障なく本学と防災科研での業務を遂行できると考えている。本件における防災科研での業務は、申請者のこれまでの研究の延長であるため、本学での研究活動に支障はなく、また大学院生にも関連の研究を実施してもらうことで、教育に有効に活用できる。</p> <p>部局運営にあつては申請者は、昨年度に学部長補佐を担当していたが、今後数年の間はこのような重要な役職に就く予定はない。</p>
<p>③部局において利益相反に関する管理が適切に行われることへの具体的説明</p>	<p>総合文化研究科では、東京大学利益相反マネジメント委員会規則に基づき「利益相反アドバイザー機関」を設置している。同機関では、法令、本学の諸規則、利益相反ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール、及び利益相反マネジメント委員会の審査先例に従い、教職員からの利益相反に関する質問又は相談に応じるとともに、必要な助言又は指導を行っている。</p>
<p>④本学教員としての倫理が保持されるものであることへの具体的説明</p>	<p>相手機関との間で締結する協定書において、それぞれの機関における労働条件については、協定書で別に定めるもののほかは、それぞれの就業規則等の適用を受けることを定める。これにより、本学勤務中は本学の教職員倫理規程の適用を受けるので、本学教員としての倫理保持についてはクロス・アポイントメントによる影響は受けない。</p>
<p>⑤その他職務の公正性及び信頼性が確保されるものであることへの具体的説明</p>	<p>相手機関との間で締結する協定書において、それぞれの機関における服務については、協定書で別に定めるもののほかは、それぞれの就業規則等の適用を受けることを定める。これにより、本学勤務中は本学の教職員就業規則に基づき職務専念義務、職務忠実義務及び守秘義務といった服務に関する規定の適用を受けるので、本学教員としての職務の公正性及び信頼性の確保についてはクロス・アポイントメントによる影響は受けない。</p>
<p>特記事項</p>	<p>教授会承認日：令和 年 月 日</p>

※ 年齢は、クロス・アポイントメント開始年度における年度末年齢

本件担当：本部人事企画課人事制度チーム

クロス・アポイントメント制度

- ・本学の研究力強化、他大学等との連携・協力による本学の研究基盤の強化、本学教員の研究の一層の発展並びに東大としての社会的貢献が目的【「他大学等」：大学、独立行政法人その他教育研究機関、国の行政機関等その他営利企業を除く団体】
- ・部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであることを明確に説明できることが前提。そのうえで、次の全ての要件を満たすことを条件とし、その具体的な説明を申請書に記載（部局教授会での厳格な審査が一層不可欠）
- ①本学のクロス・アポイントメント制度の目的に合致するものであること。
- ②部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであること。（本学の勤務割合（エフォート）が50%未満の場合は特に詳細な説明を求める）（本学教員に適用する場合のみ）
- ③部局において利益相反に関する管理が適切に行われること。
- ④本学教員としての倫理が保持されるものであること。
- ⑤その他職務の公正性及び信頼性が確保されるものであること。
- ・役員会の承認を経て、他大学等と当該部局において勤務割合等を定めた協定を締結
- ・本学教員（教授・准教授・講師）と他大学等の身分を有し、それぞれの業務に従事
- ・クロス・アポイントメントの期間は原則5年を限度、役員会の承認を得た場合は更新可能
- ・役員会での審議に先だって、「学術推進支援室」が中立的な立場で精査し、役員会に対して意見を具申（本学教員に適用する場合のみ。担当理事の判断で省略可）
- ・他大学等との勤務割合に応じた給与をそれぞれの機関から支給（双方の給与額を合算し一方の機関から一括で支給することも可）
- ・本学における給与は、年俸制、教（一）のいずれの選択も可
- ・勤務割合によって生じる人件費差額分を、若手教員の雇用の安定化（本制度の適用終了後も継続雇用するものに限る。）のための財源に充当することを希望する部局は、要相談

